

事例 21

高度障害保険金のお支払い

高度障害保険金は、責任開始期以後の原因によって、約款に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。

※約款に定める高度障害状態とは、その障害について、回復の見込みがない状態をいいます。

回復の見込みのある場合は保険金をお支払いできません。診断書をご用意いただく前に、回復の見込みについて主治医にご確認をお願いいたします。

【対象となる高度障害状態】

①両眼の視力を全く永久に失ったもの

※「視力を全く永久に失ったもの」とは、きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合をいいます。

②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

※「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みがない場合をいいます。

③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

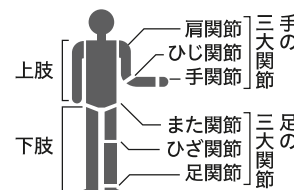
※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



お支払いする場合

自動車事故により傷害を負い、両眼の視力を全く永久に失ったとき（きょう正視力が0.02以下になって回復の見込みなし）

お支払いできない場合

「糖尿病性網膜症」できょう正視力が左右とも0.02以下となったが、回復の見込みがあって治療を続けているとき

！ ご注意

- 支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態とは異なります。
- 契約の保険種類によっては、高度障害状態により保険料のお払込みが不要となるなど、保障内容が異なることがあります。

